

宇都宮市告示第 3 1 4 号

宇都宮市税条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき，地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は宇都宮市税条例，宇都宮市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年条例第 9 号），宇都宮市都市計画税条例（昭和 3 2 年条例第 3 号）若しくは宇都宮市事業所税条例（昭和 5 1 年条例第 4 4 号）に基づく申告，申請，請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち，次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので，その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては，その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市，宇土市，宇城市，八代郡氷川町